

○松江市水道給水条例施行規程

平成17年3月31日

松江市水道事業管理規程第26号
改正 平成23年7月5日水管規程第2号
平成24年3月30日水管規程第4号
平成25年4月1日上下水管規程第11号
平成26年10月6日上下水管規程第8号
平成30年7月3日上下水管規程第2号
平成31年3月11日上下水管規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、松江市水道給水条例(平成17年松江市条例第359号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貯水槽以下の装置の取扱い)

第2条 条例第3条に規定する給水装置から給水を受ける水槽及びこれに接続された水道設備(以下「貯水槽以下の装置」という。)を、新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更に相当するものを除く。)又は撤去しようとするときは、給水装置工事例に準じて、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

2 前項の貯水槽以下の装置を2戸又は2箇所以上で共用するときは、条例第16条第3項の規定により、貯水槽以下の装置にメーターを設置した場合を除き、当該給水装置を共用給水装置とみなす。

(給水装置工事例の申込み)

第3条 条例第5条の規定による給水装置の工事例の申込みは、給水装置工事例申込書(様式第1号)による。

(工事費の算出)

第4条 条例第9条第1項各号に掲げる費用は、それぞれ次の各号に掲げるところにより算出した額とする。

- (1) 材料費 松江市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が別に定める給水装置工事材料単価表により算出した額
- (2) 運搬費 材料及び工事例機材等の運搬のために特別の費用を要する場合は、その必要とする額

- (3) 労力費 管理者が別に定める給水装置工事労力歩掛表により算出した額
- (4) 道路復旧費 管理者が別に定める道路復旧工事単価表により算出した額
- (5) 工事監督費 管理者が別に定める給水装置工事監督費基準表により算出した額
- (6) 間接経費 前各号に掲げるもののほか、特別の費用を要する場合は、その必要とする額

(工事費の納入)

第5条 条例第10条第1項に規定する給水装置の工事費の概算額は、納入通知書により納入するものとする。

(給水の申込み)

第6条 条例第13条の規定による給水の申込みは、給水申込書(様式第2号又は様式第2号の2)の提出により行うものとする。ただし、水道を使用しようとする者が希望する場合は、口頭により行うことができる。

(代理人の選定及び変更)

第7条 条例第14条第1項の規定による代理人の設置の届出は、代理人設置(変更)届(様式第3号)による。代理人を変更したときも、同様とする。

(水道管理人の選定)

第8条 条例第15条第1項の規定による水道管理人の選定の届出は、水道管理人選定(変更)届(様式第4号)による。水道管理人を変更したときも、同様とする。

2 前項の水道管理人は、水道の利用者のうちから選定しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(貯水槽以下の装置へのメーターの設置)

第9条 条例第16条第3項の規定によるメーターの設置は、貯水槽以下の装置を設置している集合住宅(人の居住に供される住宅の集合体をいう。)の所有者の申請により行う。この場合において、メーターの点検及び料金徴収の取扱い、設備の基準並びにメーターを設置する基準については、管理者が別に定める。

(メーターの位置)

第10条 メーターを設置する位置等の基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 宅地内で配水管に近い位置に設置すること。
- (2) 屋外に設置し、盗難予防上適当な位置に設置すること。
- (3) メーターの点検に支障を及ぼすような場所は避けること。
- (4) 常に乾燥して損傷の危険のない箇所に水平に設置すること。

2 前項第2号の規定にかかわらず、管理者が特にその必要を認めるときは屋内に設置することができる。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第11条 条例第18条第1項第1号及び第3号並びに第2項第1号、第4号及び第5号(第4号及び第5号にあっては住所の変更に関する部分に限る。)の規定による届出は、口頭により行うものとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類の提出により行わなければならない。

(1) 水道の使用をやめるとき 給水装置使用中止届(様式第5号)

(2) 給水装置の用途を変更するとき 給水用途変更届(様式第6号)

(3) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき 給水装置利用者名義変更届(様式第7号)

2 条例第18条第1項第2号並びに第2項第2号及び第3号の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類の提出により行わなければならない。

(1) 消防演習に消火栓を使用するとき 私設消火栓使用届(様式第8号)

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき 給水装置所有(共有)者変更届(様式第9号)

(3) 消防用として水道を使用したとき 消防用水使用届(様式第10号)

(私設消火栓の目的外使用)

第12条 条例第19条第1項ただし書の規定により、私設消火栓を消防又は消防の演習の場合のほかにも使用しようとするときは、使用しようとする日の3日前までに管理者に届け出て、承認を得なければならない。

(水道管理人からの料金徴収)

第13条 第8条第2項の規定により、水道管理人を選定したときは、管理者は、当該水道管理人と給水契約を締結し料金を徴収することができる。

(端数水量の取扱い)

第14条 条例第24条第1項の規定により、料金を算定する場合における1立方メートル未満の端数の水量は、翌定例日に繰り越してこれを算定する。

2 条例第24条第1項の規定により、使用水量を月数で除した場合における1立方メートル未満の端数の水量は、定例日の属する月の使用水量に加算して料金を算定する。

(使用水量の認定)

第15条 条例第25条第1号、第2号又は第4号に該当するときは、当該利用者の過去の使用実績、季節的変動及び水道の使用状態その他の要件を考慮して使用水量を認定する。

2 条例第25条第3号に該当する場合であつて、当該共用給水装置が2戸以上の住宅専用として設置され、かつ、各戸の利用者がそれぞれ異なるときは、使用水量を各戸均等に使用したものとみなして認定することができる。

(日割りによる基本料金の算定)

第15条の2 条例第26条に定める1月の日数は、31日とする。

2 条例第26条第1項第3号に規定する日割りによる基本料金の算定方法は、1月に満たない期間又は1月を超え2月に満たない期間の日数に基本料金の額を乗じて得た額を31で除して得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)とする。水道を使用していない期間に漏水等により給水が確認された場合で、管理者が使用日数を認定するときにおける基本料金の算定方法も同様とする。

3 日割計算における使用日数は、次に定める期間とする。

(1) 水道の使用を開始し、又は再開したとき 使用を開始し、若しくは再開した日から最初の定例日まで

(2) 水道の使用を休止し、若しくは廃止したとき 最後の定例日の翌日から使用を休止し、若しくは廃止した日まで

(3) 水道の使用を開始し、若しくは再開し、最初の定例日前に使用を休止し、若しくは廃止したとき 使用を開始し、若しくは再開した日から使用を休止し、若しくは廃止した日まで

(4) 水道の使用を開始し、若しくは再開した日と使用を休止し、若しくは廃止した日が同日のとき 1日

4 条例第26条第1項第3号ただし書の規定により、次に掲げる場合においては、1月分として料金を算定する。

(1) 給水の開始若しくは再開又は休止若しくは廃止を繰り返す等の場合であつて、同一と認められる利用者が継続して使用していると認められたとき。

(2) 前号に定めるもののほか、管理者が特に必要と認めたとき。

(使用水量の戸数割り)

第16条 第15条第2項の規定により、使用水量を共用戸数で除した場合における1立方メートル未満の端数の水量(以下「端数水量」という。)の取扱いについては、端数水量を合計して得た水量に条例第23条第1号の表に定める使用水量1立方メートル当たりの給水料金の額を乗じて得た額を給水料金に加算するものとする。

(過不足金等の取扱い)

第17条 料金を調定した後において、その算定に誤りがあつたとき又は料金の額を変更したときは、速やかに当該料金の過不足金の額を還付し、又は追徴しなければならない。ただし、翌月分以降の料金で精算することができる場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、過誤納金を還付する場合において準用する。

(新規加入分担金の納入)

第18条 条例第28条に規定する新規加入分担金は、納入通知書により納入するものとする。

(手数料の納入)

第19条 条例第29条に規定する手数料は、納入通知書により納入するものとする。

2 条例第7条第2項及び条例第33条第2項の規定の適用を受ける給水装置がメーターを設置しないものであるときは、条例第29条第1項第2号、第3号及び第4号の表中「使用するメーターの口径」とあるのは「給水管の最大口径」と読み替える。

(料金の軽減又は免除)

第20条 地下水利用専用水道事業者であつて水道水及び地下水の使用期間又は地下水のみの使用期間が1年以上ある者で地下水から水道水に転換して使用したと認められるものは、地下水から水道水に転換して使用した期間に属する給水料金のうち、地下水から転換して使用したと認められる水道水に係る給水料金に限り、当該給水料金の額に100分の45を乗じて得た額を減額する。

(実費の徴収)

第21条 条例第31条の規定により督促をしたときは、郵送料、印刷代その他の実費を徴収する。

2 前項の実費は、督促状1通につき80円とする。

(職員証の携帯)

第22条 次に掲げる業務に従事する職員は、松江市上下水道局職員証を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- (1) 条例第7条第2項の給水装置工事のしゅん工検査
- (2) 条例第19条第2項の消防演習の立会い
- (3) 条例第24条のメーターの点検
- (4) 条例第27条第1項の料金の集金
- (5) 条例第32条の給水装置の検査
- (6) 条例第33条第2項の給水装置の構造及び材質の確認

(使用者に対する指示)

第23条 条例第32条に規定する水道使用者に対する指示は、水道使用に関する指示書(様式第11号)による。

(給水の停止)

第24条 条例第33条及び第34条の規定による給水の停止は、止水栓又は仕切弁の閉鎖、レバーの取り外し若しくはメーターの撤去により行う。

2 管理者は、前項の給水停止により損害が発生しても一切の責任を負わない。

(給水装置の切離し)

第25条 条例第35条に規定する給水装置の切離しは、メーターの撤去又は配水管との接続の解除により行う。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第26条 条例第37条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(給水料金の特例)

第27条 条例附則第4項の規定によりメーターの口径が40ミリメートル以上であるもののうち同項の規定を適用するものは、第15条第2項及び第16条第1号及び第3号の規定を適用する共用給水装置とする。

(雑則)

第28条 この規程に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、第3条、第6条、第7条、第8条、第11条及び第22条の規定にかかわらず、給水装置工事申込書、給水申込書、代理人設置(変更)届、水道管理人選定(変更)届、給水装置使用中止届、私設消火栓使用届、給水装置使用者名義変更届、給水用途変更届、給水装置所有(共有)者変更届、消防用水使用届及び水道使用に関する指示書については、なお従来その地域に適用された合併前の松江市、玉湯町又は解散前の松江鹿島水道企業団の規程等に規定する各様式に所要の修正を行って使用することができる。

附 則(平成23年7月5日松江市水道事業管理規程第2号)

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日松江市水道事業管理規程第4号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日松江市上下水道局企業管理規程第11号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月6日松江市上下水道局企業管理規程第8号)

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成30年7月3日松江市上下水道局企業管理規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の松江市給水条例施行規程第15条の2の規定は、施行日以後最初の定例日において使用期間が2月に満たない期間の料金についても適用する。

附 則(平成31年3月11日松江市上下水道局企業管理規程第1号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

(表面)

受 付	年度	水栓番号	課長	係長	担当	受付
	第 号 年 月 日	第 号				
新規加入分担金	金 _____ 円	お客様番号				
	(消費税・地方消費税相当額込) 年 月 日領収					
給水装置工事申込書						
年 月 日						
松江市上下水道事業管理者						
上下水道局長 氏 名 様						
現在の住所						
フリガナ						
申込者 氏 名 ㊟						
自 宅 () ー						
電 話 連絡先等 () ー						
松江市水道給水条例第5条の規定により、下記のとおり給水装置の工事を申し込みます。						
なお、この工事に関連する利害関係人との間で紛争が生じたときは、申込者の責任においてその一切を解決します。						
記						
給水装置の設置場所	松江市	町	番地	丁目	番	号
工 事 の 種 別	新設 ・ 改造(増設・変更) ・ 修繕 ・ 撤去					
使 用 者	氏名・事業所名					
	住所・所在地					
	電 話 番 号	() ー				
用途又は事業名等						
建 築 物 の 構 造 等	直圧・受水タンク以下の装置を使用				階数	階

(裏面)

委任状

指 定 番 号 第 号
住 所
受任者 氏名又は名称
代表者氏名 ⑩
電 話 () —
F A X 番 号 () —

上記の者を代理人と定め、表面に記載する給水装置の工事に関し下記に掲げる事項を委任します。

記

- 1 松江市給水条例(以下「条例」という。)第5条に定める工事の申込手続
- 2 条例第7条に定める工事の施行
- 3 条例第16条第2項に定めるメーターの設置
- 4 条例第28条に定める新規加入分担金の納入

年 月 日

住 所
委 任 者 ⑩
氏 名

松江市上下水道事業管理者
上下水道局長 氏 名 様

様式第2号(第6条関係)

お客様番号										履 歴				
受付番号										水栓番号		受 付	検 針	調 定
年 月 日			第 号											
メ ー タ ー	口径表示	m/m・メーカー	m ³ ・	メーカー	・番号	・桁数	年	月	検満・止水栓					
給 水 申 込 書														
年月日														
松江市上下水道事業管理者 上下水道局長 氏 名 様														
給水装置使用者														
現在の住所 フリガナ 氏 名 ㊟ 電 話 自 宅 () — 連絡先等 () —														
松江市水道給水条例(以下「条例」という。)第13条の規定により、下記のとおり給水を申し込みます。 記														
給水装置の所在地										松江市				
使用開始年月日			年 月 日			用途								
条例第22条の規定による水道料金の納入に関する一切に責任を持ちます。														
料 金 支 払 者	住 所													
	フリガナ													
	氏 名													
	電 話	自 宅 () — 連絡先等 () —												
※ 使用者と支払者が同一人の場合も必ず記入してください。														
料 金 の 支 払 方 法														
(いずれかに○をつけてください。)														
口座振替(取引金融機関で手続きします。)														
窓口納入(納入通知書により金融機関で支払います。)														

様式第2号の2(第6条関係)

給水申込書(兼下水道使用申込書)

松江市上下水道事業管理者様		年 月 日
水道を使用したいので給水を申し込みます。		
フリガナ お名前		㊟
ご使用場所 の住所	松江市	アパート名
電話(自宅)	(勤務先)	
ご使用開始年月日	年 月 日	
○お支払者(口座振替を依頼されるお客様は、口座名義と同一にしてください。)		
フリガナ お名前		㊟
ご請求先の〒 住所		
電話(自宅)	(勤務先)	
水道料金・下水道使用料口座振替依頼書		
取扱金融機関 御中		
松江市上下水道局へ支払う水道料金及び下水道使用料を口座振替により支払うことにしたいので、裏面金融機関宛確約事項に基づき依頼します。		
(ご注意) 下記の口座振替関係事項は記入漏れ、重印、押印忘れの無いようお願いいたします。		
フリガナ		お届印
口座名義		㊟
指定預・貯金口座	銀行 労働金庫 店 信用金庫 協同組合 商工中金 所	
	店番	預金種別 1. 普通 口座番号 2. 当座 (右詰めでご記入ください。)
	種目コード	契約種別コード 通帳記号 通帳番号
	1 6 6 2 2 1	0 の
ゆうちょ銀行	振込先口座番号	払込先加入者名
金融機関	上処下水処理局	調定
用途	検針員	地区・サイクル
S T		
お客様番号		

[取扱金融機関の方へ] 松江市上下水道局処理印が無い場合は、必ず上下水道局宛にご返送ください。

(裏面)

確約事項（金融機関宛）

1. 振替指定日に口座の資金が不足することのないよう充分注意します。万一、資金不足等により振替日に振替ができない場合、当方に通知しないで振替依頼表を松江市上下水道局へ返却されても異議ありません。
2. 当方の都合によりこの取扱いを解約する場合又は裏面記載事項に変更がある場合は貴行へ通知します。また、貴行の都合によりこの取扱いを解約されても異議ありません。
3. この取扱いに関し、万一紛議が生じても、貴行に迷惑をかけません。

様式第3号(第7条関係)

お客様番号										履 歴	
-----										-----	
受付年月日			水栓番号				受 付	検 針	調 定		
年 月 日			第 号								
代理人設置(変更)届 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 松江市上下水道事業管理者 上下水道局長 氏 名 様 <div style="text-align: right;">現在の住所</div> <div style="text-align: right;">フリガナ</div> 給水装置所有者 氏 名 ㊟ 電 話 自 宅 () - 連絡先等 () - 給水装置の所有者としての一切の権利及び義務を、下記の代理人に委任したので、松江市水道給水条例第14条第1項の規定により届け出ます。											
記											
給水装置の所在地			松江市 <div style="text-align: right;">町 番地</div> <div style="text-align: right;">丁目 番 号</div>								
上記の給水装置に関する代理人を受任します。											
代 理 人	現在の住所										
	フリガナ										
	氏 名		㊟								
	電 話		自 宅 () -								
			連絡先等 () -								
届出人との関係											
旧代理人氏名											
備考(担当者記入)											

様式第4号(第8条、第11条関係)

お客様番号										履 歴	
-----										-----	
受付年月日			水栓番号				受 付	検 針	調 定		
年 月 日			第 号								
水道管理人選定(変更)届											
年 月 日											
松江市上下水道事業管理者											
上下水道局長 氏 名 様											
現在の住所											
フリガナ											
給水装置所有者又は代理人											
氏 名 ⑩											
自 宅 () ー											
電 話											
連絡先等 () ー											
下記の者を水道管理人に選定したので、松江市水道給水条例第15条第1項の規定により届け出ます。											
記											
給水装置の所在地			町 番地								
松江市											
			丁目 番 号								
使用施設等の名称											
(アパート名等)											
水道 管 理 人	現在の住所										
	フリガナ										
	氏 名		⑩ 使用戸数 戸								
	電 話		自 宅 () ー								
	旧管理人氏名		連絡先等 () ー								
備考(担当者記入)											

様式第5号(第11条関係)

お客様番号										履 歴													
<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> <td> </td><td> </td> </tr> </table>																						—	
受付年月日			メーター				受 付	検 針	調 定														
年 月 日			口 径		m/m																		
水栓番号			番 号																				
第 号			表 示		m ³																		
給水装置使用中止届																							
<p>松江市上下水道事業管理者</p> <p>上下水道局長 氏 名 様</p>										年 月 日													
<p>現在の住所</p> <p>フリガナ</p> <p>給水装置使用者 又は所有者</p> <p>氏 名 ㊟</p> <p>自 宅 () —</p> <p>電 話</p> <p>連絡先等 () —</p>																							
<p>下記のとおり給水装置の使用を中止するので、松江市水道給水条例第18条第1項第1号の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>																							
給水装置の所在地			松江市				町 番地																
							丁目 番 号																
使用 者 の 移 転 先																							
使用 中 止 年 月 日			年 月 日																				
使用 中 止 の 理 由																							
備考(担当者記入)																							

様式第 6 号(第 11 条関係)

		お客様番号				履 歴	
						—	
受 付	年度	水栓番号	課 長	係 長	担 当	受 付	
	第 号	第 号					
	年 月 日						
給水用途変更届							
						年 月 日	
<p>松江市上下水道事業管理者 上下水道局長 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 フリガナ</p> <p style="text-align: right;">給水装置使用者 氏 名 ㊞</p> <p style="text-align: right;">電 話 自 宅() — 連絡先等() —</p> <p>下記のとおり給水用途を変更するので、松江市水道給水条例第 18 条第 1 項第 3 号の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>							
給 水 装 置 の 所 在 地			町 番地				
新 用 途							
旧 用 途							
変 更 年 月 日			年 月 日				
変 更 理 由							
備 考							

様式第7号(第11条関係)

お客様番号				履	歴
				—	
受付年月日	水栓番号	受付	検針	調定	
年 月 日	第 号				
給水装置使用者名義変更届					
年 月 日					
松江市上下水道事業管理者					
上下水道局長 氏 名 様					
現在の住所					
フリガナ					
新使用者					
氏 名 ㊟					
自 宅 () —					
電 話					
連絡先等 () —					
下記の給水装置の使用者を私の名義に変更したので、松江市水道給水条例(以下「条例」という。)第18条第2項第1号の規定により届け出ます。					
記					
給水装置の所在地	松江市				
旧使用者氏名					
変更年月日	年 月 日				
条例第22条の規定による水道料金の納入に関する一切に責任を持ちます。					
料金支払者	住所				
	フリガナ	㊟			
	氏名				
	電話	自 宅 () —			
		連絡先等 () —			
※ 使用者と支払者が同一人の場合も必ず記入してください。					
料金の支払方法 (いずれかに○をつけてください。)	口座振替(取引金融機関で手続します。) 窓口納入(納入通知書により金融機関で支払います。)				

様式第 8 号(第 11 条関係)

お客様番号				履 歴	
受付年月日	水栓番号	受 付	検 針	調 定	
年 月 日	第 号				
私設消火栓使用届					
年 月 日					
松江市上下水道事業管理者 上下水道局長 氏 名 様					
住 所					
フリガナ					
私設消火栓使用者 氏 名 ④					
電 話 自 宅() -					
電 話 連絡先等() -					
下記のとおり消防演習のため私設消火栓を使用するので、松江市水道給水条例第 18 条第 1 項第 2 号の規定により届け出ます。					
記					
消 火 栓 の 所 在 地	松江市	町	番地		
		丁目	番 号		
使 用 す る 日 時	年 月 日	時 分	から	時 分	まで
備考(担当者記入)					

様式第9号(第11条関係)

お客様番号										履 歴	
-----										-----	
受付年月日			水栓番号			受 付	検 針	調 定			
年 月 日			第 号								
給水装置所有(共有)者変更届											
										年 月 日	
<p>松江市上下水道事業管理者</p> <p>上下水道局長 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">現在の住所</p> <p style="text-align: right;">フリガナ</p> <p>給水装置所有(共有)権取得者 氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">自 宅 () ー</p> <p style="text-align: right;">電 話</p> <p style="text-align: right;">連絡先等 () ー</p> <p>下記の給水装置の所有(共有)権を取得したので、松江市水道給水条例(以下「条例」という。)第18条第2項第2号の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>											
給水装置の所在地			松江市								
旧所有(共有)者氏名			㊟								
変 更 年 月 日			年 月 日								
条例第22条の規定による水道料金の納入に関する一切に責任を持ちます。											
料 金 支 払 者	住 所										
	フリガナ		㊟								
	氏 名										
	電 話		自 宅 () ー			連絡先等 () ー					
※ 使用者と支払者が同一人の場合も必ず記入してください。											
料金の支払方法			口座振替(取引金融機関で手続します。)								
(いずれかに○をつけてください。)			窓口納入(納入通知書により金融機関で支払います。)								

様式第10号(第11条関係)

お客様番号										履 歴	
—										—	
受付年月日			水栓番号			受 付		検 針		調 定	
年 月 日			第 号								
消防用水使用届											
年 月 日											
松江市上下水道事業管理者 上下水道局長 氏 名 様											
現在の住所											
フリガナ											
氏 名 宅() 一											
電 話											
連絡先等() 一											
下記のとおり消防用として水道を使用したので、松江市水道給水条例第18条第2項第3号の規定により届け出ます。											
記											
給水装置の所在地			町 番地 松江市								
使用した日時			丁目 番 号 年 月 日 / 時 分 ~ 時 分								
使用の目的			松江市 で発生した火災の消火のため。								
備考(担当者記入)											

様式第11号(第23条関係)

水道使用に関する指示書

指令松水 第 号
年 月 日

給水装置の使用者又は
水道管理人若しくは
所有者の住所・氏名

様

松江市上下水道事業管理者

上下水道局長 氏 名

松江市水道給水条例第32条の規定により、給水装置の管理及び使用について下記のとおり指示します。

記

1 給水装置の設置場所

町

番地

松江市

丁目

番

号

2 指示事項